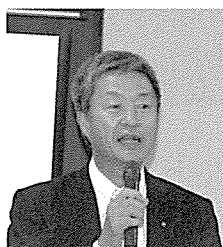


尾張南支部

法令講習会及び災害廃棄物処理に関する協議会

尾張南支部（金田英和支部長）は10月20日（金）午後2時からアイプラザ半田勤労福祉会館2階研修室（半田市東洋町）にて、45名参加のもと「法令講習会及び災害廃棄物処理に関する協議会（仮称）」を開催しました。



挨拶をする金田支部長

講習会は永田喜裕委員の司会進行にて執り行われ、金田支部長の開会の挨拶後、第一部は法令講習会「産業廃棄物処理業者優良化セミナー」と題して、4項目について講演が行われました。

はじめに「優良産業廃棄物処理業者認定制度について」を、愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ主査 峯田栄幸氏が講演されました。内容は①優良産廃処理業者認定制度 ②優良認定申請、優良基準 ③申請の留意事項 に分け、優良認定制度のメリットと取得に向けて具体的な解説がありました。

次に「エコアクション21認証取得について」、「電子マニフェストの仕組みと運用について」は、協会専務理事 渡邊修氏が講演されました。エコアクション21の取組のメリットとして、コスト削減、企業のイメージアップと信頼性の向上、サプライチェーンの強化、低金利融資の対象となることを述べました。また電子マニフェストでは、優良認定の申請の際、電子マニフェストが利用可能であることを述べ、受講者へ電子マニフェスト化へを推奨されました。



講師の愛産協
渡邊専務理事

「廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）について」は、愛知県環境部資源循環推進課産業廃棄物グループ主任 加納正也氏が講演されました。内



講師の愛知県資源循環推進課 加納主任（左）、峯田主査（右）

容は①廃水銀等 ②水銀含有ばいじん等 ③水銀使用製品産業廃棄物 に分け、新たな措置として平成29年10月1日より施行された内容について解説がありました。また法改正に伴い許可証への記載について変更がありましたので、詳細については愛知県へお尋ねくださいとのことでした。

第二部は「災害廃棄物処理に関する協議会（仮称）」と題して、災害発生時に何ができるかについてグループディスカッションを行いました。

テーマ1：大地震発生 知多半島沿岸部津波被害発生 その時私たちはどうなっている？

テーマ2：大地震発生 知多半島沿岸部津波被害発生 私たちに何ができる？

グループはA～Dの4班に分かれており、A班 永田委員、B班 相木 徹副支部長 C班 金田支部長 D班 都筑 章委員が各班のリーダーとなり、テーマに沿って話し合いを進めました。

冒頭金田支部長は、本で行われたグループディスカッションの結果を取りまとめ、来年2月ぐらいに再度5市5町の行政の方にご参加いただき、第2回目の災害廃棄物の協議会を開催したいと考えています。その会議ではさらに具体的な話し合いを行いたいと考えていますので、本日は忌憚のないご意見をお願いしますと挨拶で述べたこともあり、各班では白熱したディスカッションが展開されました。

尾張南支部

役員会とその後親睦忘年会開催

◆テーマ1の回答

A班：会社の対策や取組として、緊急連絡網・非常食・仮設トイレの貸し出しの準備。トラックの燃料確保については、毎日給油、予備タンク設置、地下タンクに保管。津波やその他の影響については、衣浦港の工業地帯なので少しあるかもしれない、海が近いので山へ逃げる、川が氾濫するかもしれない。

B班：地震による倒壊、土砂崩れの懸念がある。東海市は海に近いので津波に対する意識が高い。沿岸部のため津波の心配があり、液状化についても不安である。

C班：震災により軽油や電力等のエネルギー調達が懸念される。建物が古いので耐震が心配。毛布、タオルを各200名分、アルファ米、飲料水、紙オムツを備蓄している。

D班：想定訓練を実施して、パソコンデータはクラウド化、セキュリティ対策、非常食は3階以上へ運び、非常食3日分×従業員分確保、発電は自家発電、ハザードマップを渡し高い場所を認識してもらう。

◆テーマ2の回答

A班：できそうなことは、ダンプカーによる運搬、処分場を使用してもらう、仮設トイレを提供する、土木建築業者と分業して道の確保。

B班：収集運搬→仮置き場への搬送→廃棄物の分別は可能、南部は業者が少なく応援が必要、近隣のインフラ復旧の手伝い、車両を用いてがれきの撤去。

C班：正直機動力は有していない、車両は津波でやられる。高台に保有する特殊車両は動かせる。保有するバキューム車を駆使してし尿回収で役に立てるかもしれない。

D班：ユニック車にて協力、焼却施設も協力できる。大型・中型トラック、ユンボ等があるが、海沿いなので津波が発生すると支援は困難。異業種との連携があると良い。

尾張南支部（金田英和支部長）は、12月1日（金）午後5時30分より、昨年と同じ場所の炭焼屋炎園（名古屋市中区）で11名が出席し、役員会とその後忘年会が開かれました。来賓として協会から環境アドバイザー 相宮良一氏が出席しました。

役員会では金田支部長から「10月1日より廃棄物処理法の改正が施行され、それに伴い廃水銀等の必要な措置が新たに加わり、会員にとっては知識の習得も日々の大事な業務の積み重ねです。また来年2月には第2回目となる“災害廃棄物処理に関する行政担当者との合同会議”を開催する予定です。災害時に備え、行政との連携をいかにスムーズに計れるかが大切になります。多くの会員の皆様に参加をお願いします。」と本年度の事業について報告がありました。

その後忘年会に移り、金田支部長の挨拶と乾杯の発声で和やかに会食となりました。交代された新役員の方も名刺交換や話し合いをされるなど、役員同士親交を深めてコミュニケーションを図る良い機会になり、支部の結束を固める事が出来ました。

